

連絡協議会だより

－第1回－

平成27年8月1日発行

枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会事務局

可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会を設置

枚方市及び京田辺市は、可燃ごみ広域処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）の整備について、共同で進めて行くことを確認し、昨年12月に「可燃ごみの広域処理に関する基本合意書」を締結しました。

両市では、この基本合意書に基づき、「可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会」を設置し、7月1日に第1回連絡協議会を開催しました。

協議会の内容等について、広く市民の皆様にお知らせするため、この度「連絡協議会だより」を発行させていただくことになりました。今後は、ホームページや「連絡協議会だより」を通じて、わかりやすい情報の提供に努めて参りますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

連絡協議会の概要

1. 目的

可燃ごみ広域処理施設建設に向けた事業の推進を図る。

2. 組織

委員は、両市の市長、副市長及び担当部長の6名で構成する。

（各委員）

左手前より 京田辺市石井市長、鞍掛副市長、吉岡経済環境部長

右手前より 枚方市竹内市長、梅崎副市長、阪本環境事業部長



第1回連絡協議会の様子

第1回連絡協議会の概要

案件1《連絡協議会において協議を行う事項》

第1回連絡協議会において、以下の事項について、取組を進めて行くことになりました。

1. 後継施設の整備の事業実施主体の設置に関すること

- ・事務の共同処理制度及び整備の事業実施主体について、将来の管理運営のあり方との関係

を含め検討する。

- ・事業実施主体については、平成28年度早期の設置を目指して協議を行う。

2. 後継施設の整備の方法及び施設の規模等に関すること

・環境面での対応を一番に、安定的な運営、事業コストの削減を重要な視点として施設整備を行う。

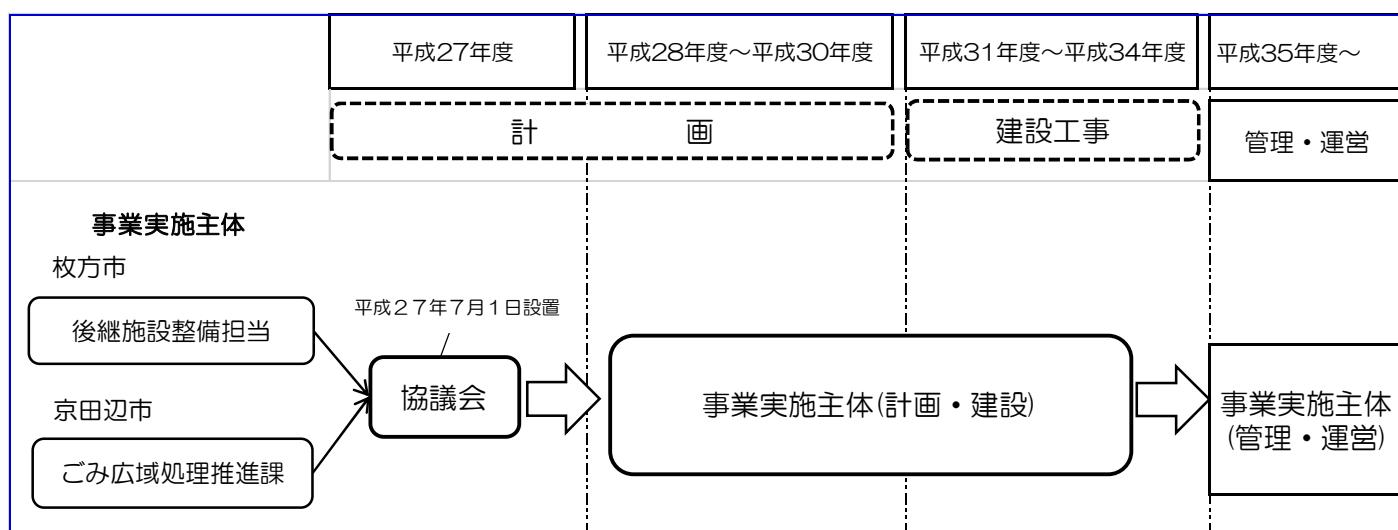
・事業手法の検討は、管理運営面を踏まえ、民間活力の活用などを含め、事業実施主体と並行して協議し、平成27年度に調査を行う。

3. その他可燃ごみの広域処理に係る必要な事項に関すること

・費用負担については、「ごみ処理量を基本に両市が応分の負担を行う。」という考え方に基づき、施設整備や管理運営などそれぞれの段階ごとの負担割合について協議を行う。

案件2《今後のスケジュールについて》

新ごみ処理施設については、平成35年度の稼働を目指して、平成31年度より建設工事に着手する予定です。今年度については、新ごみ処理施設整備基本計画の策定及び事業手法の検討を実施していきます。



《お問い合わせについて》

新ごみ処理施設の整備に関して、ご質問等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。また、両市のホームページに掲載していますので、併せてご覧ください。

○ 枚方市環境事業部東部清掃工場後継施設整備担当 電話：072-896-1571

ホームページは、枚方市 (<http://www.city.hirakata.osaka.jp/>) >組織一覧>環境事業部>東部清掃工場>枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会

○ 京田辺市経済環境部ごみ広域処理推進課 電話：0774-68-1288、072-896-1570

ホームページは、京田辺市 (<http://www.kyotanabe.jp/>) >各課の窓口>ごみ広域処理推進課>枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会

発行：枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会事務局

住所：大阪府枚方市大字尊延寺 2949 番地 東部清掃工場 2階事務所